



2022年5月20日

各 位

会 社 名 エン・ジャパン株式会社  
(コード番号 4849 東証プライム)  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 孝二  
問合せ先 管理本部長 土方 敬夫  
(TEL. 03-3342-4506)

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定に関する議案を、2022年6月28日開催予定の当社第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定に関する議案を、2022年6月28日開催予定の当社第22回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 議案提案の理由

当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対し、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、ストックオプションとしての新株予約権を報酬として割り当てることについてご承認をお願いするものであります。当該ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.②に定める各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限となるストックオプションの行使により交付される株式の発行済株式総数に占める割合は0.6%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の新株予約権を割り当て、その全てが行使された場合に交付される株式の発行済株式総数に占める割合は3.6%程度）と希釈化は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

#### 2. スtockオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限

##### ①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下単元株式数変更の記載につき同じ。）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための当社取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

#### ②新株予約権の総数

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の総数 1,620 個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

#### ③新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

#### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### ⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から起算して 5 年を経過した日から 15 年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

#### ⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

#### ⑦新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

#### ⑧新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、原則として、当社又は子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。なお、当該新株予約権の割り当て後、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合は、原則として、当該地位喪失の時点をもって新株予約権を放棄するものとする。

(2) 当社は、各数値目標（営業利益、売上高、当期純利益等から設定し、連結指標を含むものとする。）やその達成度合いに応じて行使することができる新株予約権の数の算定方法等を当社取締役会において定め、新株予約権の割当てを受けた者は、当該数値目標の達成度合いに応じた数の新株予約権のみを行使することができるものとする。また、その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

⑨新株予約権割当契約の締結

新株予約権の割当ては、新株予約権者が、当社との間で、上記①乃至⑧に定める内容を含む新株予約権割当契約を締結していることを条件とする。

以上

（ご参考）

当社は、本総会終結の時以降、上記の新株予約権と同様に、行使の条件に業績達成条件を付した新株予約権を、当社の執行役員及び使用人並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び使用人に対し、割り当てる予定であります。